

松江市告示第 152 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく
地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件(平成 27 年松
江市告示第 457 号)の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 26 日

松江市長 松 浦 正 敬

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲
げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応す
るものを掲げていないものは、これを削る。

改正案	現行
<p>行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律施行規則（平 成26年内閣府・総務省令第3号。以下「規則」 という。）に基づき、地方税法（昭和25年法 律第226号）その他の地方税に関する法律及び これらの法律に基づく条例による地方税の賦 課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の 調査を含む。）に関する手続（以下「地方税 関係手続」という。）に係る個人番号利用事 務実施者（行政手続における特定の個人を識 別するための番号の利用等に関する法律（平 成25年法律第27号。以下「法」という。）第2 条第12項に規定する個人番号利用事務実施者 をいう。以下同じ。）が適当と認める書類、 財務大臣等（規則第2条第4項に規定する財務 大臣等をいう。）が適当と認める事項等、個 人番号利用事務実施者が適当と認める事項、 個人番号利用事務実施者が認める場合及び個</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律施行規則（平 成26年内閣府・総務省令第3号。以下「規則」 という。）に基づき、地方税法（昭和25年法 律第226号）その他の地方税に関する法律及び これらの法律に基づく条例による地方税の賦 課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の 調査を含む。）に関する手続（以下「地方税 関係手続」という。）に係る個人番号利用事 務実施者（行政手続における特定の個人を識 別するための番号の利用等に関する法律（平 成25年法律第27号。以下「法」という。）第2 条第12項に規定する個人番号利用事務実施者 をいう。以下同じ。）が適当と認める書類、 財務大臣等（規則第2条第4項に規定する財務 大臣等をいう。）が適当と認める事項等、個 人番号利用事務実施者が適当と認める事項、 個人番号利用事務実施者が認める場合及び個</p>

人番号利用事務実施者が適当と認める方法（以下「個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等」という。）を、以下のとおり定め、**令和3年4月1日**から適用する。

別表第2欄に掲げる規定の同第3欄に掲げる内容に関して、個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を同第4欄に掲げるとおり定める。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	
略				
本人の代理人として個人番号の提供をする	規則第6条第3号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し発行され、又は発	10 -1	本人の署名及び _____代理人の個人識別事項の記載_____があるもの (税理士法(昭和26年法律第237号)第2条第1項の事務を行う者から個人番号の提供を受ける場合を除く。)
		給された書類その他の本人の代理人として個人	10 -2	略

人番号利用事務実施者が適当と認める方法（以下「個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等」という。）を、以下のとおり定め、**令和2年5月25日**から適用する。

別表第2欄に掲げる規定の同第3欄に掲げる内容に関して、個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を同第4欄に掲げるとおり定める。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	
略				
本人の代理人として個人番号の提供をする	規則第6条第3号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し発行され、又は発	10 -1	本人の署名及び 押印並びに 代理人の個人識別事項の記載 及び押印 があるもの (税理士法(昭和26年法律第237号)第2条第1項の事務を行う者から個人番号の提供を受ける場合を除く。)
		給された書類その他の本人の代理人として個人	10 -2	略

ことを証明する書類		番号の提供することを証明するものとして個人番号利用事務実施者が適当と認める書類		略
ことを証明する書類		番号の提供することを証明するものとして個人番号利用事務実施者が適当と認める書類		略

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。